

JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する  
コンサルテーション会合（第 3 回会合）

2021 年 4 月 16 日（金）

（14:00～15:45）

Zoom オンライン会議

## 【司会】

定刻となりましたので、これより JBIC および NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合、第3回会合を開催いたします。本会合、多数の方々がおオンラインでご参加いただいております、誠にありがとうございます。私は、JBIC 経営企画部の北島でございます。前回に続き司会を務めさせていただきます。本日もよろしくお願いたします。本会合でございますけれども、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、これまでの会合と同様、ウェブ開催としております。対面での開催とは異なりご不便に感じる部分もあろうかと思っておりますけれども、事務局としてもできる限りスムーズな運営に引き続き努めてまいりたいと考えております。

まず全体の流れをご説明いたします。事前にホームページでご案内のとおり、今回の議題でございますけれども、JBIC、NEXI の環境ガイドライン実施状況確認について、でございます。冒頭に司会から幾つか連絡事項を申し上げます。その後、JBIC から前回会合以降の動き等について説明の上、本議題に関しまして JBIC および NEXI よりそれぞれ説明いただき、質疑応答という進め方を予定しております。所要予定時間は 1 時間半でございます、15 時 30 分までの予定となっております。なお会合中の途中の退室は自由です。退室後、再入室もできますが、再入室にあたりましては、事務局による確認作業を行った上の入室となります関係で、若干、時間を要する可能性があります点ご注意ください。

本会合に関する連絡事項につき幾つか申し上げます。前回ご参加の方々には同じ内容の繰り返しとなってしまいまして大変恐縮でございますが、今回の会合からご参加の方もおられますので申し上げます。本日のコンサルテーション会合の議論につきましては、透明性確保の観点から、後日ホームページ上での公開を予定しております。また、参加者の皆さまのプライバシー確保の観点から、撮影、録画については控えていただければと存じます。なお、その観点から Zoom においても録画ができない設定とさせていただきます。録音につきましては、ご自身でのご利用のための録音を妨げるものではございませんが、音声自体を公開することは控えていただきたいと存じます。また、コンサルテーション会合での議事録、公開されますため、特定の個人、団体を誹謗中傷するような発言は行わないよう建設的な議論を行う場として活用いただきたいと存じます。

次に、ウェブ開催にあたっての留意点について申し上げます。まず既に皆さまご対応いただいているかと思っておりますけれども、本会合の登録回答時に個別にご連絡差し上げておりますとおり、匿名希望でのご参加を除きまして、皆さまのウェブ会議での参加名、基本的に登録番号プラス氏名でお願いしております。また、ご発言のとき以外はミュートにさせていただきますと存じます。ミュート設定されていない場合には、事務局からミュートにさせていただきます場合もございます点ご理解ください。また、カメラのオン、オフについては任意です。ただし通信速度に影響が出るなどの事象が発生する場合には、カメラオフを依頼させていただきます場合がございます。

質疑応答など、ご発言される際には、通常の会議と同様、ご発言者の方はカメラをオンに

し、所属とお名前をおっしゃっていただいた上でご発言をお願いいたします。なお議事録だけ匿名を希望される場合には、その旨、付言いただければ、議事録は匿名で公開をさせていただきます。また、本日、多数の方々にご参加いただいております、画面上、皆さまの挙手を確認するのが難しいため、質疑応答の時間にご発言いただきます場合には、基本的に Zoom の挙手機能を活用していただきたいと存じます。司会にて挙手ボタンの通知を確認いたしまして、順次ご発言いただくようお声掛けさせていただきます。

長くなりましたが、冒頭の司会からの連絡事項は以上でございます。それでは、前回会合以降の動き等につきまして、JBIC のほうから説明をお願いしたいと思います。

#### 【国際協力銀行 五辺】

JBIC の五辺でございます。本日もたくさんの方にご参加いただきまして誠にありがとうございます。本日のメインピックでございます JBIC および NEXI による環境社会配慮確認ガイドラインの実施状況確認について、これを開始する前に、前回以降の動きについて共有させていただきたいと思っております。と言いましても、あまり大きな動きはございません、前回以降、皆さまから提言書などは特に受領してはおりません。

その他、前回、第 2 回のコンサルテーション会合の議事録につきましては、4 月 13 日に環境社会配慮ガイドライン改訂に関わるホームページのほうにアップさせていただきました。これからも、できる限り迅速に議事録を作成していくよう心掛けていきたいと考えておりますけれども、さまざまな業務との並行での作成となりますので、最大限、努力したいとは存じますが、時間がかかってしまうことも出てしまうかもしれませんので、そういったところは事情をご理解いただければと思います。

続きまして、今回オンライン会合となっておりますけれども、引き続きまん延防止措置が実施されているという状況でございますので、新型コロナウイルスの感染拡大防止というところを最優先に考えるという状況でございます。こういったこともありまして、オンラインでの開催というふうにさせていただきました。まだオンラインでの環境に不慣れな方もいらっしゃるかと思いますけれども、どうぞご容赦いただければと思います。

続きまして、この後、実施状況確認の結果をご説明させていただければと思っております。新たなガイドライン、これをどういうふうにしていくかということ議論するということだけでなく、こういった一つの節目に過去をしっかりと振り返るということは、我々として重要であるというふうに思います。ただ、こういった振り返りというのは、必ずしも他の信用機関などは実施しているわけでもないというふうには理解しております。ただ、こうした振り返りの機会をつくって皆さまに報告していくということも、我々として環境社会配慮ガイドラインをしっかりと遵守していくということに対するコミットメントの表れというふうに考えていただければと思います。しっかり対応できた点、至らなかった点などありますけれども、・ ・

【司会】

今、(音声) 戻りました。

【国際協力銀行 五辺】

すみません。音声のほうとうまくつながらなかったようでございますが、実施状況調査の点ですね。こういった振り返りの機会をつくって皆さまに報告をしていくということも、我々の環境社会配慮ガイドラインを遵守していくことに対する一つのコミットメントであるというふうに考えていただければと思いますし、今回もそういう視点で我々としてもしっかり調査をしてきたつもりでございます。うまく対応できた点、また至らなかった点などございますけれども、こういった振り返りをする事の大切さということは、我々としてもよく理解しているつもりでございますので、そういった点を勘案の上でお聴きいただければと思います。私からは以上になります。

【司会】

ありがとうございます。それでは早速ですけれども、JBIC および NEXI より本日の議題に関するご説明をお願いしたいと思います。

【国際協力銀行 山崎】

皆さま聞こえておりますでしょうか。今回、五辺と共に環境ガイドライン改訂の担当をしております、山崎と申します。よろしくお願ひいたします。それでは早速ではございますが、JBIC の調査報告につきまして資料に沿ってご説明をさせていただければと思います。こちらの資料ですが、事前にウェブサイトに掲載もしておりますので、既にお読みいただいている方もいらっしゃるかもしれませんが、内容につきましては適宜、補足をしながらご説明をさせていただければと思っております。

それではまず調査報告の全体の流れについて、簡単にご説明をさせていただきます。2 ページ目の目次に移ります。こちら目次でございますが、今回の報告の大きな流れとしまして、まず1 ポツのところ、『本報告の目的・構成と調査の方法』というところをご説明させていただきます。そして2 ポツのところ『環境ガイドラインの経緯、目的・位置づけ、実施体制及び適用案件』、こちらご存じの方いらっしゃるかもしれませんが、一応ご説明をさせていただきます。3 ポツ以降で『環境ガイドライン第1部』、『第2部』というところでご説明をさせていただきます。5 ポツで『ガイドライン担当審査役の活動』を少し触れまして、最後6 ポツのところ『まとめ』に移る予定でございます。

それでは次のページから、内容に移ってまいります。早速、『1. 本報告の目的・構成、調査の方法』の部分でございます。上の(1)から参ります。『(1)本報告の目的』でございますが、JBIC は、JBIC が行う全ての出融資・保証の対象となるプロジェクトについての環境社会配慮というものを通じまして、国際経済社会の健全な発展に寄与するというこ

とを目的に環境ガイドラインを制定・公表しております。現在の環境ガイドラインは、2015年の1月に制定をしまして、同年の4月に施行したものでございます。

次のパラグラフのところですね。環境ガイドラインは、その改訂について中で定めておりまして、本ガイドラインの施行5年経過後に、5年間の実施状況についての確認を行いまして、これに基づいて検討を行って、その結果として必要に応じて改訂を行うということを定めております。去年の2020年4月に、2015年4月の施行から5年が経過したことを踏まえまして、その5年間の実施状況についての確認を行いまして、今回の検討の基礎とするものでございます。なお本報告書に加えまして、現地実査の実施状況報告というものも別途、予定をしております。

次、『(2)実施状況確認のための調査』でございます。『①調査の実施』という部分ですが、本報告は、JBICが現在の環境ガイドラインを適用して融資などをした案件などを対象としまして、5年間の実施状況についての確認を行うものでございます。特に個別案件につきましては、当時の資料なども確認をしながら調査を進めたものでございます。

『②調査対象案件』についてです。こちらの調査は、現在の環境ガイドラインを適用しているJBICの融資案件のうち、2020年3月末までに契約調印を行って融資を継続している案件のうちから、カテゴリA案件は全て、カテゴリB、C、FI案件は、それぞれ15件ずつを対象に実施しております。次のページに移っていただきまして、こちらの上に表を作っているんですけども、こちらが今回、調査対象とした案件の表でございます。カテゴリAのところだけ少し補足をさせていただきますと、JBICでは同一のプロジェクトに対して複数の融資契約を締結するというのもございますので、プロジェクト数という意味では37件でございました。

続きまして『③調査の内容』。今回、何を調査したのかという点ですが、本調査におきましては、大きく二つの事項を確認しております。一つ目、(a)の部分です。今回の調査対象案件が環境ガイドラインの第1部に定める手続きに沿って進められていたかどうかというところがまず一つです。こちらの第1部について少し補足をさせていただきますが、第1部では主にガイドラインの基本的な考え方ですとか、手続き面、情報公開の内容、意思決定の反映の仕方など、そういったプロセス面を定めているものになります。

レポートに戻ります。(b)のところですね。もう一つが、カテゴリA案件について、環境ガイドライン第2部に掲げられている要求事項を満たしていたかどうかということを確認しております。こちらの第2部につきましても補足を申し上げますが、こちらは第1部とは異なりまして主に実態面という観点で個々のプロジェクトにおいて求められるものとして、プロジェクトの実施者の方々に原則として遵守をお願いしている内容について記載がされている部分になります。こちらの二つについて今回、調査をしております。なお2015年の前回の改訂の際にも、改訂初期の段階で同様に実施状況の調査というものを行ってございまして、今回の調査方法というものも、おおむね前回改訂の内容と同様のやり方を採用させていただきます。

続きまして『(3)本報告の構成』ですが、こちら先ほど目次で述べた部分ですので割愛させていただきます。

次のページに移ります。5 ページ目です。『2. 環境ガイドラインの経緯、目的・位置づけ、実施体制及び適用案件』というところがございますが、『(1)環境ガイドラインの経緯』です。この辺りをご存じの方もいらっしゃると思いますが、できるだけ簡潔にと思っておりますが、おさらいも含めてご説明をさせていただきます。環境ガイドラインは、JBIC の前身である日本輸出入銀行が 1999 年に制定・公表したガイドラインに起源を有するものでございます。その後、旧国際協力銀行が発足したことを受けまして、2002 年に国際協力銀行ガイドラインというものを制定しまして、その後 2009 年、そして 2015 年と改訂をしまして、現行のガイドラインに至っております。

また、2002 年の環境ガイドラインにおきまして、そのガイドラインの不遵守に関する異議申し立てを受け付けて、必要な措置を取ることが規定されましたことを受けて、2003 年に異議申立手続要綱というものを整備して現在に引き継いでおります。また、2017 年 12 月には、環境ガイドラインを補完するものとして、原子力プロジェクトにかかる情報公開指針を制定して、2018 年 4 月以降、実施しております。

次の 3 パラ目です。2015 年の環境ガイドライン改訂時には、事前に 10 回に及ぶパブリックコンサルテーション会合などを行いまして、ステークホルダーの皆さまから出された意見ですとか、そういったものを踏まえてガイドラインの改訂を行っております。なお今回の第 1 回、第 2 回の会合でも、イー・アンド・イーソリューションズ様のほうからご説明もいただいていた部分でもありますが、他の ECA と比しても、こういった形でパブリックコンサルテーション会合を通じて広く議論をした上で改訂をしているガイドラインというのは、調査した限りでは世界的にも存在しないのかなと思っております、引き続きステークホルダーの皆さま、そして環境社会配慮確認に対する JBIC の強いコミットメントを示すものになるのかなと思っております。

続きまして『(2)環境ガイドラインの目的・位置づけ等』のところがございます。JBIC は、この環境ガイドラインの目的・位置づけとしまして、ガイドライン上で当行が行う環境社会配慮確認の手続き、その基準などの要件を示すことによって、プロジェクト実施主体者に対し、本ガイドラインに沿った適切な環境社会配慮の実施を促すものというふうに定めております。また、JBIC は、基本的な考え方としまして、プロジェクトにおける環境社会配慮の主体というのは、プロジェクトの実施主体者の皆さまとさせていただいた上で、JBIC はその主体者の皆さまによって適切な環境社会配慮がなされていることを確認するということをしております。

次のページです。『(3)環境ガイドラインの実施体制』についてでございます。ここでは、JBIC 内部の実施体制のご説明と、また、外部とどのように連携をしているのかという点について触れたいと思います。特に JBIC 内部の実施体制のところは、こちらもご存じの方、多いかもしれませんが、初めての方もいらっしゃると思いますので、ご説明をさせていただ

きます。

『①JBIC 内の実施体制』のところでございます。JBIC は、全ての融資等に際しまして、環境社会配慮確認を行っております。環境社会配慮確認におきましては、その専門性が求められることや、そういった知見を集積することが重要でありますので、個別の融資案件を担当する出融資担当部署とは別に、環境社会配慮確認を実施する部署として環境審査室を設置しております。個別の融資等における案件手続きにつきましては、この両部署が協議して行いまして、環境レビューにつきましては、原則として共同で行うこととしております。また、環境レビューの際には、必要に応じて外部の専門家の知見を求めまして活用することとしております。また、環境審査室では、環境レビューの審査を行うことに加えまして、セクターごとですとか国ごと、そういった調査を実施しまして、JBIC 内での知見の向上というような取り組みも行っている部署でございます。

続きまして『②民間金融機関及び NEXI への情報提供』の部分でございます。こちらは外部とどのように連携をしてくれているかという点になります。JBIC は、協調融資を行うことが多い民間金融機関さまとの間で、環境審査にかかる協定書というものを締結をしております。NEXI 様との間でも同様に協定書というものを締結しまして、必要な手続きですとか、そういったものの簡素化・効率化に努めております。

こちらの協定書について補足をさせていただきます。JBIC の環境社会配慮確認というのは、一義的にはもちろん JBIC 自身の意思決定を行うためのプロセスとしておりますが、JBIC の融資は通常、民間金融機関さまとの協調融資、さらにそこに NEXI 様の保険、付保もある場合もありますので、こうした方々との間でこういった協定書を締結しまして、審査の情報ですとかノウハウ、そういった支援、簡素化に努めているというものでございます。なお協定書を締結している民間金融機関の方々の情報は、JBIC のウェブサイトでも公開しております。現在、20 の金融機関の皆さまと締結をしてお活用をいただいております。

本文のところに戻ります。(4)『現行の環境ガイドラインの適用案件』についてですが、現行の環境ガイドラインは、2015 年 4 月以降に融資等の要請またスクリーニングフォームの提出がなされた案件に対して適用することとしておりまして、2020 年 3 月末までに約 850 件以上が該当がございました。今回の調査は、このうちのものを対象にしております。

次のページです。環境ガイドライン第 1 部と第 2 部の調査結果について移らせていただきます。『環境ガイドライン第 1 部』のところですが、この第 1 部についてまた補足でございます。先ほど申し上げましたとおり第 1 部というのは、確認手続きですとか情報公開など、主にプロセス面を定めている内容になります。この後のところで、(1)以降で説明を順次していくんですけども、その前提情報として補足を申し上げますと、JBIC の環境社会配慮確認のプロセスは大きく三つに分かれておりまして、まず一つ目が、対象プロジェクトを環境カテゴリごとに分類するスクリーニングといわれるものです。その後に意思決定にあたり、要件充足などを確認する環境レビュー。そして、その後に意思決定後のモニタリングということになっておりまして、今回も大きくその順番で、(1)以降、ご説明をしていけ

ればと思っております。

まず、(1)のところの本文に移ります。『スクリーニング及びカテゴリ分類』でございます。JBICは、環境レビューを開始する際にプロジェクトをA、B、CまたはFIのいずれかに分類をしております。スクリーニングおよびカテゴリ分類におきましては、スクリーニングフォーム等を適切に活用することで効率的に必要な情報を収集しております。なおスクリーニングフォームにつきましては、2016年4月のOECDコモンアプローチの改訂を踏まえまして、質問内容について一部改訂を加えております。この改訂内容につきまして補足を申し上げますと、具体的にはこの改訂を踏まえまして、質問項目として、そのプロジェクトが社会面で重大な影響を及ぼす可能性が高いかという質問項目を加えております。

本文の2パラ目に戻ります。本調査におきましては、全ての調査対象案件において借入人等よりスクリーニングフォームが提出されておまして、その記載方法について特段の問題はみられませんでした。また、カテゴリ分類は、いずれも適切に実施・確認がされておまして、特段の問題はみられませんでした。

続きまして、『(2)環境レビュー』のところに移らせていただきます。JBICは、スクリーニングおよびカテゴリ分類の後、その分類に従って環境レビューを実施しております。こちらの今回の調査におきましては、全ての調査案件につきまして環境ガイドラインの定めに沿った環境レビューが実施されているということが確認されております。カテゴリごとの調査結果というのは、下の①以降でご説明をさせていただくんですけども、今回の報告において重要な点として、次のパラでご説明をさせていただきます。「なお」以降のところでございますが、今回、調査対象のカテゴリAの案件のうち、前回環境ガイドラインの改訂の際に追加された内容として、案件の性質上、例外的に融資等の意思決定が必要な時点でレビューに必要な文書を手に入れない場合というものに該当する案件が2件ございました。

こちらの例外対応の件について補足を申し上げますが、こちらは前回の2015年のガイドライン改訂の際に、例えば資源の権益取得案件などで、かなり初期段階での資金需要が見込まれるといったような話が想定されるということで、当時の皆さまと導入の是非の段階から議論をさせていただいて、最終的にこれを盛り込んだという部分になります。ガイドライン上は、これに該当する場合につきましては、意思決定後に環境レビューをあらためてきちんと行うということを前提に意思決定を行う場合があると定めておまして、意思決定に先だって可能な範囲でその影響の確認ですとか情報公開を行うというふうに定めております。さらに、意思決定後の環境レビューの段階で適切な環境社会配慮を確認できないといった事態があった場合には、貸し出しの停止やプリペイを求めるといったことも規定をしております。

本文のところに戻ります。2パラ目の真ん中あたりですね。2件、確認されたというところですが、こちらの2件につきましても詳細はこの後、カテゴリA案件のところでご説明をさせていただきますが、ガイドラインの定めに沿って適切に対応を取られていたことが確認されております。それで、今プロセスとしては確認ができています。さらに、こちらはま



た別の項で設けているんですけども、情報公開のところも都度、適切な対応をしていることが確認できております。

この例外対応案件について、具体的にどういったものなのかというところで、案件名の言及は控えさせていただくんですけども、大きな内容としましては、実際の開発はまだ先で、権益取得のための初期段階の資金需要ですとか、初期の出資が求められるような案件でございまして、前回の改訂導入時に想定していた類型に近いものでございました。なお今後の調査報告の中でも、これらの案件というのは都度出てまいりますので、以降は総称して例外対応案件というふうに述べさせていただきます。

それでは①、7 ページの下ですね。『カテゴリ A 案件』のところからご説明をさせていただきます。環境ガイドラインにおきましては、カテゴリ A 案件の環境レビューについて、下のボックスのとおり定めております。内容について読み上げはしませんが、環境レビューに必要な内容、必要な文書などについて記載をしているものでございます。

次のページに移ります。8 ページ目です。ボックスの次のところのparaからです。今回の調査結果ですが、調査対象 A 案件のうち、まず例外対応の 2 件についてご説明をさせていただきます。こちらの 2 件につきましては、契約書上で意思決定後においても環境レビューを行うということを規定した上で、意思決定時点での案件状況に応じた環境レビューを行いました。

具体的に、意思決定時点の案件状況に応じたとは何だったのか申し上げますと、意思決定時点で、一つの案件は、ESIA レポートがドラフト版のみ存在していた案件でございました。こちらについては、ドラフト版に基づいて環境レビューを実施しております。他方、意思決定時点で ESIA レポートのうち一部のみが完成していた案件につきましては、完成をしていたもの、そしてそれに対応する許認可書の提出を受けた上で環境レビューを実施しまして、残りの ESIA レポート、未完成だったものについては、意思決定後に完成をした段階で、それに関連する環境許認可書と併せて提出を受けまして、レビューを実施しております。

二つ目のparaです。その他の案件に関しましては、現地制度上、環境社会影響評価が求められる全ての案件において、ESIA レポート、環境許認可書が、意思決定前に JBIC に提出をされておりまして、環境レビューが行われておりました。他方で、現地制度上その作成が不要とされている案件におきましても、その代替となる文書そして当局の承認状が提出をされまして、その上で環境レビューを実施しておりました。また、大規模な非自発的住民移転、大規模な生計手段の喪失、先住民族のための対策を要するプロジェクトにおきましては、ガイドラインに沿って借入人等から提出を受けた各種計画に基づき、環境レビューを実施しておりました。

最後のparaです。なお JBIC は全ての調査対象 A 案件におきまして、外部の専門家、コンサルタントの方を雇用しまして、環境レビューを実施しておりました。また、全ての調査対象 A 案件におきまして現地実査も行いまして、事業者との面談、環境当局との面談などを実施して、必要に応じて現地住民の方々との面談も実施していたことが確認されております。

続きまして『②カテゴリ B 案件』についてでございます。次のページに行っていただきまして、今回こちらの調査結果としましては、全ての調査対象 B 案件におきまして、提出されるスクリーニングフォーム等の情報に加えて、借入人等から聴取した情報をもとに環境レビューを実施しておりました。

続いて『③カテゴリ FI 案件』です。カテゴリ FI 案件につきましても、サブプロジェクトをカテゴリ C に限定するなどの対応が多く、多くの案件で採られていたなど、案件の事情に即した対応がなされておりました。

続きまして、(3)『環境社会配慮の適切性を確認するための基準』でございます。環境ガイドラインにおきましては環境社会配慮の適切性を確認するための基準について、こちらのとおり定めております。この内容自体、読み上げはしませんが、ここではその適切性を確認する基準として、主に現地基準ですとか、国際基準として世銀のセーフガードポリシーや IFC のパフォーマンススタンダードといったものとの整合性を確認するということをしてきております。

次のページに行きます。10 ページ目です。調査の結果としまして、環境社会配慮の適切性を確認するための基準につきましては、全ての対象調査案件において現地制度、現地基準の遵守状況確認をしていたことに加えまして、セーフガードポリシー、パフォーマンススタンダードとの適合性確認状況の確認も行われておりました。

続きまして『(4)モニタリング』のところでは、環境ガイドラインでは、モニタリングについて下のとおり定めております。JBIC では、環境レビュー時にはモニタリング項目というものを必要に応じて定めまして、それを盛り込んだモニタリングフォームというものを提出していただくことでモニタリング結果の確認を行っております。今回の調査の結果、調査対象案件においても、案件の内容などを踏まえてモニタリング項目が設定されておまして、初回の提出時期にまだ至っていないものを除きまして、適切な頻度でモニタリング結果が JBIC に提供されているということが確認されております。

続きまして『(5)環境社会配慮にかかる情報公開』についてでございます。環境ガイドラインでは、その情報公開につきまして、関連情報や文書を、次のページに移りますが、こちらの表で示しているとおり、入手後にできるだけ速やかに公開するというふうにしております。こちらの表は基本的にガイドラインの記載がそのままになっております。それを表にしたものです。情報公開の内容はフェーズごとに分かりますので、以降はフェーズに沿ってその結果をご説明させていただければと思います。

表の下の①からです。『環境レビュー時の情報公開』についてでございます。スクリーニング終了後に公開が必要とされる情報、これはプロジェクトの名称ですとか国名、その場所、プロジェクトの概要、セクター、カテゴリ分類、そしてその根拠というものにつきましても、全ての調査対象案件において JBIC のウェブサイト公開されていたことが確認されました。その他、環境レビュー時の情報公開につきましては、一部の案件を除きまして全ての案件で環境ガイドラインに沿った情報公開がされておりました。また、それぞれのリンクも確認を

しまして、各リンクが有効であるということも確認しております。

なお ESIA レポートの作成が不要とされている案件ですとか、先ほど申し上げた例外対応の案件におきましては、環境レビュー時に使用した各文書というものを適切に公開しておりました。意思決定後に入手できた文書につきましても、入手後に公開をしていたことが確認されております。

先ほど申し上げました一部の案件を除きというところですが、3パラ目です、一部につきまして ESIA レポートは公開がされていたんですけども、環境許認可書の公開が漏れていた例が 2 件確認されております。こちら 2 件について補足をさせていただきます。これらは環境レビュー時には ESIA レポートと許認可書の両方を受領しております、その両方に基づいて環境レビューを実施しておりました。しかし公開時には ESIA レポートのみが公開されておまして、許認可書の公開というものがされていないものでございました。今回の調査による発覚後、速やかに掲載の手続きを行いまして、現時点では許認可書は掲載されている状況でございます。

今回こうした調査を通じて内容が発覚しまして、手続き面で漏れが生じていた事実につきましては、我々としても大変遺憾に思っております、反省をする必要がある部分と感じております。JBIC としてガイドラインに沿った情報公開の徹底というものに努めていく必要があると強く感じておまして、今後、同様なことが起きないように徹底した対応をしてみたいと思います。

続きまして『②融資契約締結後の情報公開』について移らせていただきます。融資契約締結後の情報公開につきましては、こちら補足で、ガイドラインでは環境レビュー結果の公開というものを求めています。こちらにつきましては、対象となる全ての案件におきまして JBIC のウェブサイト環境レビュー結果を公開しているということが確認されました。なお、こちらにつきましてもリンクをそれぞれ確認しまして、環境レビュー結果がリンク切れなどの原因から閲覧が不可となっているような案件はございませんでした。

続きまして『③モニタリング時の情報公開』についてでございます。モニタリング時の情報公開に関しましては、こちらはガイドラインではどのように定めているかと申し上げますと、補足ですが、ガイドラインではプロジェクト実施者によるモニタリング結果が、その実施国で一般に公開されている場合に、その範囲内で公開することとしております。こちら対象となる案件のうち 2 案件において、モニタリング結果を公開していたことが確認されております。なお、こちらも調査をしまして各サイトのアクセスということも有効であることが確認されております。その他の 2 件以外の案件につきましては、モニタリング結果がプロジェクト実施国で公開されていなかったという事情がございました。

続いて、(6)に移ります。『意思決定及び融資契約等への反映』の部分でございます。『①環境レビュー結果の意思決定への反映』でございますが、環境ガイドラインでは、環境レビューの結果をその融資の意思決定に反映するというふうに定めておまして、こちらにつきましても対象となる全ての案件におきまして、その結果を踏まえて意思決定をされてい

ることが確認できました。

②です。『融資契約への反映』の部分ですが、ガイドラインでは、融資契約への反映につきましても、下のボックスのとおり定めておりまして、対象となる全ての案件につきまして、こちらの項目が契約書に規定されているということが確認できております。

次のページに移ります。『(7)ガイドラインの適切な実施・遵守の確保』の点でございます。環境ガイドラインでは、環境ガイドラインの適切な実施・遵守の確保について、こちらのボックスで囲んでおりまして定めております。今回の調査の結果、現行のガイドラインが施行された2015年4月以降、JBICは4件の異議申し立てを受け付けております。こちらは補足ですが、こちらの異議申し立ての内容ですとか詳細につきましては、JBICのウェブサイトで透明性ある形で公開しておりますので、詳細はそちらをご覧くださいと思います。

2行目のところに戻りますが、その4件のうち2件につきましては、環境ガイドライン担当審査役の調査の結果としまして、ガイドライン不遵守の事実は認められなかったという結論になったものでございます。残す2件のうちの片方1件につきましては、手続き開始後に訴訟提起がなされたために、暫定的手続きの停止中でございます。最後の1件につきましては、申立人と実施主体の方々およびJBICとの間に異議申し立て前の協議の事実が認められなかったということから、異議申し立てという形では却下となっておりますが、ガイドライン担当審査役のほうから、JBICに対してはきちんと協議をすると、事前の協議というふうに申し出があつて、移送がされているものでございます。

なお、異議申し立てを受けた案件のうち1件につきまして、こちら2018年の事案でございますが、現地住民からの異議申立書というものが現地の駐在の事務所に送付がされたものの、それが異議申立書であるという認識に至らず、異議申立書の担当審査役への回付がされずに、その結果として受理および以降の手続きに遅延が生じた事案がございました。この点につきましては、JBICはウェブサイトを通じて事案の内容そして再発防止策について公開をしております、今後、同様の事態を招くことがないように再発防止に取り組んでおります。以上が第1部のご説明になります。

次のページめくっていただきまして、14ページ目でございます。ここからは環境ガイドラインの第2部についてのご説明に移ります。環境ガイドライン第2部におきましては、対象プロジェクトに求める環境社会配慮の考え方、そしてカテゴリA案件のESIAレポートが満たすべき項目などについて記載をしております。今回の調査では、調査対象A案件について、これらが遵守されていることを確認しております。

こちら、(1)以降、説明をしていくんですけども、少し補足をさせていただきます。第2部の内容につきましては、プロジェクト実施者の方々に原則遵守をお願いしている事項を述べておりまして、その内容につきましては、ガイドラインの適合確認基準としているパフォーマンススタンダードなどを踏まえた記載になっております。こちら実際のパフォーマンススタンダードなどの記載はもっと詳細なものになっておりまして、この第2部の運用ですとか解釈というものにつきましては、必要に応じて直接IFCなどとも問い合わせをし

たり協議をしながら確認をしているものでございます。では、第2部というのは、(1)から(9)まで項目ごとに記載がされている内容になりますので、順次説明を申し上げます。

『(1)基本的事項』のところです。基本的事項の記載部分につきましては、今回、調査の結果、全ての対象案件におきまして、プロジェクトを実施するにあたり、その計画段階で環境への影響について調査・検討が行われておりました。ESIA レポートにつきましては、現地制度上、そういった影響評価の実施が求められている全ての案件で作成がされておりました。なお、現地制度上、作成が不要とされている案件では、その代替となる文書が作成されまして、その影響に関する調査・検討内容がそこで取りまとめられておりました。

委員会につきましては、現地の制度で委員会の設置が求められているものにつきましては、それに沿って適切に設置がされておりました。なお現地制度上、委員会の設置が特に求められていない案件におきましても、事業者側のほうでプロジェクトに応じた委員会を設置しているものもございました。

『(2)対策の検討』でございます。対策の検討の記載部分につきましては、調査の結果、代替策の点につきましてはESIA レポートなどの形で提示をされることが多く、複数の観点から適切な案を選定していることが確認されました。また、ESIA レポートなどの代替案の記載がない場合におきましても、質問状などを通じて代替案の検討内容を確認しております。緩和策につきましては、全ての案件で検討がされておまして、ESIA レポートなどで記載がされておりました。なお代償措置が検討されているものもございまして、その多くは生態系への影響を軽減させることを目的とした代償措置でございました。こちらの代償措置について補足を申し上げますが、イメージとして例えばプロジェクトの実施にあたって樹木の伐採というものが免れないために、別の場所に移植をするなどの代償措置が例としてございます。

本文に戻りまして、(2)の2パラ目です。また、モニタリング計画につきましては、その計画の策定状況というものをモニタリング項目として入れ込んでいる例外対応の案件、先ほど第1部で申し上げたものですが、こちらを除きまして全ての案件におきまして確認がされておりました。

(3)です。『検討する影響のスコープ』。こちらの記載部分につきましては、調査の結果、調査・検討すべき環境影響項目に関しましては、全ての対象案件でESIA レポート等の中で特性に応じて分野がきちんと抽出されまして、調査・検討が行われていたことが確認されました。ESIA レポートなどで項目の記載がされていない場合には、質問状などを通じて適切に調査・検討が行われておりました。

また、影響の範囲についてですが、合理的と考えられる範囲内で不可分一体の施設の影響ですとか、プロジェクトライフサイクルにわたる影響を考慮している案件もございまして、個別の案件ごとの影響・対策等の確認も行っておりました。こちら不可分一体の施設の影響、そしてプロジェクトライフサイクルの影響についての補足ですが、まず不可分一体の施設というのは、例えば発電プロジェクトにおける新規の送電線を敷設するにあたっての影響

を考慮するという点でございますとか、プロジェクトライフサイクルというのは、例えば資源案件、鉱山開発をするときに、そういった建設・操業だけでなく山を閉める閉山の対策のところまで含めて影響を考慮して確認するという例がございました。

15 ページに移ります。『(4) 法令、基準、計画等との整合』の部分です。こちらの記載部分につきましては、全ての対象案件でプロジェクトが現地制度を遵守する計画であることを環境レビュー時に確認をしております、特段問題がないことを確認しております。また、現地制度上、事業活動が禁止されているようなエリアで実施されている案件はございませんでした。

(5)です。『社会的合意及び社会影響』。こちらで記載されている部分につきましては、ステークホルダーとの合意形成の観点につきましては、現地制度に沿ってESIA レポートの公開、コンサルテーションの開催がなされておまして、ステークホルダーの皆さまより意見を受け付けているということがございました。実施国の法令上、コンサルテーションの開催が義務付けられていないといったような案件などでも、当局と協議をしましてステークホルダーとの面談を実施していたり、インターネットやパンフレットなどを通じて自主的にプロジェクトの情報を公開するなどといった対策が講じられておりました。

また、2 パラ目で、社会的弱者への配慮につきましても、必要な案件に対して、子ども、女性、老人等への配慮を行っていることが確認されております。なお、こちらの最後の社会的弱者の配慮の点について補足を申し上げますが、例えば現地で職業訓練をしていたりとか、識字教育、女性支援に特化したトレーニングなどの取り組みが確認されております。

続いて『(6) 生態系及び生物相』。こちらに記載の部分につきましては、まず重大な自然生息地内で実施されるプロジェクトには該当がございませんで、その付近で実施される案件につきましては、各種緩和策を講じるとともに代償措置も講じることとしておりました。自然生息地の改変が見込まれる案件では、著しい転換や劣化が生じないための対策が計画されておりました。こちら転換や劣化が生じないための対策というところですが、こちらは例でございますが、プロジェクトを実施する場所の付近で、その地域固有の危惧種などに該当するような植物が確認されたときに、そのアクセスルートを変更したりですとか、標識などを立てるとか、そういった措置がございました。これらにつきましては、必要に応じて融資後もJBICとして確認するというようにしております。

また、森林伐採が想定される案件では、当局承認をきちんと取得した上で実施がされておまして、そういったことが確認されております。なお対象案件のうち商業伐採を伴うプロジェクトはございませんでした。

(7)です。『非自発的住民移転』。こちらの記載部分につきましては、プロジェクトによって非自発的住民移転もしくは用地取得が発生するという案件のうち、その移転用地取得が完了しているものにつきましては、いずれもきちんと事前に当局、住民との協議の上で補償等が実施されておりました。他方で、そういった実施が完了していないものにつきましては、例外対応案件を除きまして全ての対象案件で実施状況をモニタリング項目としていること

が確認されております。

また、環境ガイドラインにおきましては、大規模な非自発的住民移転が発生する場合、事前に十分な情報の公開、影響を受ける人々との協議をした上で、その計画の作成を求めています。この点、例外対応案件を除きまして、そうしたプロセスを経た上で計画がされていることが確認されております。

16 ページ目です。『(8)先住民族』。こちらの記載部分につきましては、先住民族への影響が見込まれる案件のうち、今後、計画が作成されまして、その策定状況、実施状況をモニタリングするとしている例外対応案件、こうしたものを除きまして、全ての対象案件で計画が作成されていること、先住民族との協議が行われていること、合意を得つつ事業が実施されていることをそれぞれ確認しております。

『(9)モニタリング』に関する記載につきましては、モニタリング計画については、今後そういった計画が策定される予定としている例外対応案件を除きまして、全ての案件で計画が作成されておりました。モニタリング結果の公開につきましては、先ほど情報公開の項で申し上げたとおり、2 件が公開されております。なお第三者等からの指摘への対応という観点につきましては、全ての対象案件で苦情に対する一定の体制が整備されていたことが確認されております。こちら一定の体制というところで補足ですが、例えばプロジェクト主体のほうで苦情受け付けの窓口を設けたりですとか、苦情対応の専門部署を設けたりというような対応がございました。

(10)です。『カテゴリ A 案件に必要な ESIA レポート』の記載の部分につきましては、最初のパラですが、これはプロセス面のところです。全ての対象案件の実施国において、環境アセスの手続きが存在しまして、制度上必要とされている案件では、その手続きが実施された上で承認を得ておりました。

次のパラです。言語・公開面ですが、ESIA レポートにつきましては、このプロジェクトが実施される国での公用語等で書かれておまして、さらに事業者や当局のウェブサイトを通じて、公開または閲覧が可能という状態であることが確認されました。また、その作成段階におきましても、現地制度に基づいてステークホルダーとの協議も行われているということが確認されております。

最後のパラで、内容面のところですが、ESIA レポートの項目につきましては、コモンアプローチで規定されている項目の全てが記載されていないケースもありましたが、そういった場合には質問状などで確認をした上でレビューを実施しておりました。今ので、第 2 部の調査結果の説明になります。

17 ページで、担当審査役の活動について簡単にご説明をさせていただきます。5 ポツです。環境ガイドラインでは、このガイドラインの遵守を確保するために、不遵守に関する異議申し立てを受け付けて必要な措置を取るということを規定しております。JBIC は、JBIC による環境ガイドライン等の遵守というのを確保するために、その遵守・不遵守に関する事実の調査、そしてそれを JBIC の経営会議に報告すること、そしてもう一つ、ガイドライン

等の不遵守を理由として生じた環境社会への影響、案件に関するそういった紛争に関して、それを解決するために対話を促進するという二つの目的を達成するために異議申立手続要綱を制定しております。

2パラ目のところですが、環境ガイドライン担当審査役は、これらの目的を達成するためのJBICの機関として、JBICの出融資の担当部署とは独立する形で経営会議直結の機関として存在しております。担当審査役は、異議申立手続要綱に基づきまして、年次の活動報告書を作成して、それをJBICの経営会議に報告するとともに、その内容についてはウェブサイトでも公開をしております。

それでは次のページ、最後のまとめのところに移ります。18ページ目です。『6. まとめ』です。今回の報告のために行った実施状況調査におきましては、手続き面、実体面いずれにつきましても、概ね環境ガイドライン遵守の形での運用が行われていたのかなと考えております。少し飛びまして、一方で、手続きにつきましては、申し上げましたとおり、不備が生じたケースもありましたので、こちら今後の環境社会配慮確認におきましては、引き続き適切な運用を心掛けていこうというふうに考えております。

2パラ目の最後のところですが、前回の改訂以降、5年以上が経過しておりますので、その間での国際的な議論の進展ですとか、他のガイドラインの改訂なども行われていますので、そういったものをどのように今後、活用していけるのか、ぜひいろいろと議論をしながら進めさせていただければと考えております。長くなりましたが、JBICからは以上でございます。

#### 【司会】

ありがとうございます。それでは引き続きまして、NEXIのほうからご説明のほうお願いしたいと思います。

#### 【日本貿易保険 佐藤】

NEXIの佐藤でございます。聞こえますでしょうか。画面共有をいたしますので、少々お待ちください。音声のほうは聞こえてますでしょうか。

お待たせしました。NEXI環境グループの佐藤と申します。それではJBICさんのご報告に引き続きまして、NEXIの実施状況の確認調査報告を行いたいと思います。表紙、それから目次の部分がございますが、こちらの部分は割愛させていただきます。

1ページになります。『本報告の目的・構成と調査の方法』ということでございますけれども、まず『本報告の目的』でございますが、こちらに記載のとおり、貿易保険の契約の対象となるプロジェクトについて、環境社会配慮が適切になされていることを確認し、我が国の政策を踏まえつつ環境社会に配慮した外国貿易等に寄与するための指針として、環境ガイドラインが制定されております。JBICさんと同様に2015年4月に環境ガイドラインが施行されましてから5年が経過しておりますことから、環境ガイドラインの見直しの規定を



踏まえまして、包括的な検討の基礎とするためにこの資料を作成しているものでございます。

先ほど JBIC さんのほうからは、現地実査実施案件に関する実施状況の確認調査につきましては別途、報告をされる予定である旨ご説明がございましたが、この点、NEXI におきましては、本机上調査のみとさせていただいております。その理由といたしましては、一つには NEXI は保険機関でございますことから、プロジェクト実施者と NEXI の間に輸出者等の方々が入ることになります。このため NEXI とプロジェクト実施者との関わりがどうしても間接的になってしまいまして、ダイレクトレンダーである JBIC さんとは立場がやや異なってきておりまして、現地調査の調整などに相応にハードルが高いと考えていることがございます。

また、先ほど JBIC さんの実施状況確認報告にも記載がございましたが、NEXI と JBIC さんとの間で環境社会配慮確認に関する協定を締結しております。輸出信用案件に関しましては、実務上は JBIC さんから現地実査を含めた情報を提供いただいております。それを踏まえてレビューを行っておりますが、このような案件が多数ございます。今回ガイドライン改訂にあたっては、JBIC さんと一緒に取り組みをさせていただいております。仮に JBIC さんの現地調査に関する報告で、何らかガイドラインに反映すべき事項があった場合には、NEXI としても同様に対応してまいりたいと考えておりますため、この点についてはぜひご理解いただければというふうに考えております。

『(2)実施状況確認のための調査』ということでございますけれども、まず『調査対象案件』でございますが、現行の環境ガイドラインの適用対象となる 2015 年 4 月 1 日の実施以降にスクリーニングフォームを受領し、2020 年 3 月 31 日までに保険契約に至った全案件を対象としております。件数としては 174 件となりますが、1 ページ下段の表にございますように、カテゴリ A が 32 件、カテゴリ B が 13 件、残りがカテゴリ C となっており、この表の中ではプロジェクトの重複は除外された数値となっております。

次のページにまいります。『調査の内容』でございます。基本的に JBIC さんが先ほどご説明された内容と同じでございますけれども、二つの項目、NEXI による調査対象案件の環境社会配慮がガイドラインに定める手続きに沿って進められたかという点、それからもう一つは、調査対象案件のうちカテゴリ A の案件について、ガイドラインの別紙 1 と 2 に掲げられている要求事項を満たしていたかということを確認しております。

次に本書の構成でございますけれども、基本的には JBIC さんと同じような構成にしておりますが、若干、違っているところもございますので簡単にご説明いたします。まず最初にガイドラインが制定された経緯と NEXI の環境ガイドライン実施体制をご説明させていただきまして、次に、環境ガイドラインの項番に従いまして、NEXI の確認の手続きがガイドラインに定める手続きに沿って進められたかという点を確認しております。その中で調査対象 A 案件において、環境レビューにおいて別紙 1、2 に掲げられている要求事項が確認できたかについても調査した結果を示しております。その他、異議申し立てと、それから最後に

まとめとしてガイドラインの実施状況を総括している点は、JBIC さんと同様でございます。

次に2ポツ、『環境ガイドラインの経緯及び実施体制及び適用案件と調査対象案件』というところでございますけれども、まず経緯でございますが、貿易保険業務につきましては、NEXIが発足する2001年まで当時の通商産業省が実施しておりまして、環境ガイドラインは2000年4月に制定されております。その後、2001年4月、当時はまだ独立行政法人でございましたが、NEXIが発足いたしまして、当該環境ガイドラインを引き継ぎました。その後、2002年、2009年、2015年に大きな改訂を実施し現在に至っております。2017年12月には、環境ガイドラインを補完するものとして、これもJBICさんと共同で取り組ませていただきましたけれども、『貿易保険における原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮のための指針』を制定し、2018年4月から実施しております。

次、2ページ目、最下段の部分になりますが、『実施体制』でございますけれども、NEXIでは、保険契約を締結する上での審査の一環といたしまして、環境社会配慮確認を位置づけておりまして、審査部の中に環境グループが設置されております。JBIC さんと同様でございますが、スクリーニングおよびカテゴリ分類は、保険引受担当部署が環境グループと協議して行っておりまして、環境グループはカテゴリ A と B の環境レビュー、そしてモニタリングを行っております。

NEXI での環境レビューに関しましては、必要に応じて第三者の外部専門家を活用するというふうにしておりますけれども、カテゴリ A の環境レビュー時は原則として外部専門家に環境レビューの支援業務を委託している状況でございます。先ほど少し触れさせていただきましたけれども、JBIC さんとの間では協定を締結しておりまして、輸出信用案件の場合、通常はNEXIによる実査を省略し、JBIC さんから当該案件の環境社会配慮に関する情報を受領いたしまして、その情報を勘案しつつ環境レビューを行っているという面もございます。

(3)にまいります。『現行環境ガイドラインの適用案件数』ということでございますが、現行のガイドラインが実施された2015年4月以降から2020年3月末までに、スクリーニングフォームを受領しカテゴリ判断を行った案件というのが236件ございます。調査対象案件が174件となっておりますが、この236件の中には保険契約に至らなかった案件等もございするため異なる件数となっております。また、原子力の情報公開配慮のための指針の対象となった案件につきましては、この5年間で案件はございませんでした。

3ポツにまいります。『環境社会配慮の確認手続き』ということでございます。最初の『スクリーニングとカテゴリ分類』の手続きにおきましては、輸出者等の皆さまからご提出いただいたスクリーニングフォームに基づきまして、保険契約対象となるプロジェクトをA、B、Cに分類している手続きとなります。先ほどJBIC さんからは、カテゴリFIという分類もあるというふうにご説明がございましたけれども、NEXIにおきましてはJBIC さんのようにFIという分類方法はなく、OECD コモンアプローチと同様の分類の方法となっております。

また、JBIC さんと同様に、スクリーニングフォームはコモンアプローチの改訂を踏まえ

まして、2016年に一部改訂をしております。スクリーニングフォームにつきましては、全ての調査対象案件について受領しているということを確認しております。ただ、ここで一点、調査の過程で判明したところがございますが、ガイドラインに記載されておりますウェブ申請サービスというものなんですけれども、これは実は手続きが廃止されておりました。この部分については、ガイドラインの修正を行うことが必要と考えているところでございます。

3 ページ目、最後のパラグラフになりますけれども。カテゴリ判断におきましては、スクリーニングフォームでおおむね必要な情報を入手し判断してきているところでございますが、必要に応じ追加情報を要求し確認を行う案件もございました。

4 ページ目にまいります。スクリーニングの後にカテゴリ分類の変更を実施した案件はございませんでした。全てのカテゴリ分類結果というのは、NEXI のウェブサイトに掲載しているところでございますが、ステークホルダーから案件に関する問い合わせはございましたけれども、カテゴリ分類結果の適切性についての議論となった案件は特にございませんでした。

次に、(2)の『環境レビュー』でございますが、環境ガイドラインでは、この部分には環境レビューに必要な情報、それからレビューに際して参照する基準、カテゴリ C についてはレビューを省略すること、カテゴリ A および B についてどのようなレビューを行うのが記載されているものでございます。

まず、①の『環境社会配慮の適切性を確認するための情報と基準』ということでございますが。輸出者等から提供された情報のほか、ステークホルダーから提供される情報を必要に応じ OECD 多国籍企業行動指針の連絡窓口の情報も活用してレビューを行うこととしております。カテゴリ別の入手状況については、②番、③番でご説明いたします。

ステークホルダーから提供される情報という点につきまして、NEXI に対して情報提供と同時に面談依頼があった案件がございました。この案件につきましては一度、面談日をセットさせていただいたんですけれども、ちょうどコロナによる緊急事態宣言が出されたタイミングと重なってしまっておりまして、結果的に面談が実現できないまま保険付保に至った案件が確認されております。この際に、環境ガイドラインに記載がございます、「内諾の可否等の意思決定にあたって、透明性、予測可能性およびアカウンタビリティの確保に努める」という点がございまして、この点について遵守されていないのではないかという議論がございました。本件は、その後、面談させていただき、NEXI としての考え方を説明させていただきましたが、ステークホルダーの方々との十分なコミュニケーションが重要と認識されます。

それから、OECD 多国籍企業行動指針における、わが国の連絡窓口の情報を踏まえて審査した案件は、特にございませんでした。適用する国際基準につきましては、JBIC さんと同様、世銀または IFC の基準が適用されていることを確認しております。

次に 4 ページ目、下の『カテゴリ A』でございますけれども、カテゴリ A のレビューに関

してですが、5 ページ目のほうに記載しておりますように、NEXI におきましては、公表しているチェックリストを用いて環境ガイドラインに記載している内容を踏まえ実施していることを確認しております。カテゴリ A 案件におきましては、環境社会影響評価報告書、ちょっと長いので、以降、ESIA レポートと略させていただきますけれども、ESIA レポートにより審査をしておりますが、32 件の全案件について入手し NEXI のウェブサイトで公開していることを確認しております。

カテゴリ A の環境レビューに際しましては、原則現地実査を行うこととしておりますが、これも先ほど申しましたけれども、JBIC さんとの間で締結した協定がございまして、それを踏まえて通常は NEXI による実査を省略し、JBIC さんから情報を受領し、その情報を勘案しつつ環境レビューを実施しておりますが、その案件が 32 件の A 案件のうち半数近く、14 件について NEXI 現地実査を省略し JBIC さんからの情報提供を受け、レビューを実施していることを確認しております。

同じく 5 ページ。③の『カテゴリ B』でございましてけれども、こちらもカテゴリ A と同様に、チェックリストを用いて審査を実施しております。カテゴリ A と比べて影響は少ないものとしてカテゴリ B に分類されておりますため、通常確認する項目というのはカテゴリ A よりも少なくなります。ESIA レポートにつきましては、こちらのほうは参照は必須ではないとしておりますが、調査対象のカテゴリ B 案件 13 件のうち 7 件につきまして、ESIA レポート等により審査を行いまして NEXI のウェブサイトで公開していることを確認いたしました。その他案件につきましては、質問状等で内容を確認して審査をしておりました。

次のページ、6 ページ目にまいります。『対象プロジェクトに求められる環境社会配慮』でございましてけれども。報告書の構成上、環境レビューの項目に入れておりますが、NEXI 環境ガイドラインでは別紙 1、2 に該当するところ、JBIC さん環境ガイドラインでは第 2 部に記載されている内容になりまして、こちらについてカテゴリ A 案件について確認した内容を記載しております。各項目の冒頭部分、四角で囲んでありますけれども、ガイドラインから抜粋したポイントを示しております。

それでは、まず 1 ポツ目の『基本事項と対策の検討』ということでございますけれども、調査対象 A 案件の全件におきまして ESIA が実施されておりました。全件について、プロジェクト実施国で環境アセスメント制度の対象となっておりまして、それぞれの制度に基づき手続きがなされ、承認が得られていることも確認しております。また、ESIA レポートは、公用語など広く国内で使用されている言語で作成されておりました。基本的に ESIA レポートは閲覧可能でございましたが、中東の 1 件のみ例外がございました。ただし、その当該案件におきましても、自主的な情報提供を実施しており、全体としては ESIA が満たすべき内容はおおむね満足をしていたというふうに考えております。

代替案の検討につきましては、代替燃料や立地などの検討も含め大半の案件で検討がなされておりました。他方、代替案の検討がなされていない案件が 7 件ございましたけれども、これにつきましては、既存設備の拡張、地熱や石油資源など実施可能な地域やプロジェ

クトの内容が限定されてしまうため、代替案の検討が行われるような性質の案件ではなかったというものでございました。

それから、発生する可能性のある特に考慮すべき環境社会影響を踏まえ、回避の検討がなされなかった案件ということでございますけれども、これが18件ございましたが、これにつきましては、既存設備の拡張やそもそもこれら影響が想定されない案件でございまして、他の案件につきましては、回避や軽減などの検討がなされておりました。

それから、専門家からなる委員会を設置して意見を求めることとした案件は、NEXIの対象案件の中では確認ができませんでしたが、開発援助機関の技術支援によって、住民移転、生計回復を実施している案件はございました。モニタリング計画につきましては、32件全てのプロジェクトで計画されていることを確認しております。

次、7ページ目になります。『検討する影響の範囲』ということでございますけれども、プロジェクトの特性に応じて影響が想定される範囲は異なり得るわけでございますが、調査対象案件は全てESIAが実施されておりました。意思決定に関し、ただし書きを適用した例外対応案件がありましたけれども、この1件については一部ESIA未了のものもございました。これにつきましては、4ポツの『意思決定への反映』でご説明申し上げます。

NEXIのレビューにおきましては、公表しているチェックリストを用いて関連する項目に関し網羅的に確認しておりますが、チェックリストに直接的な記載のない、ジェンダー、子どもの権利などにつきましては、移転や生活・生計の確認の際に関連する内容について確認がなされておりました。

また、この検討する影響の範囲の中で温室効果ガスに関して、OECDコモンアプローチを踏まえた対応を行うというふうに記載されておりますけれども、OECDコモンアプローチではプロジェクトの温室効果ガス排出量や排出量低減のための取り組みに関するOECD事務局へのレポートが求められております。いずれの案件も、コモンアプローチを踏まえたレポートがなされていることを確認しております。

7ページ、一番最後の部分ですが、合理的と考えられる範囲で燃料供給パイプラインや送電線など不可分一体の設備の有無やそれによる影響の可能な範囲での確認が実施されておりました。ライフサイクルにわたる影響に関しましても、例えば鉱山やパイプラインなど広範囲にわたり土地を利用するセクターに関しましては、工事や操業中のみならず跡地管理に関する項目もございまして、その際には現地国法令に従って実施されることなどを確認しておりました。累積影響に関しましては、現況値を考慮することで実施している事例に加えまして、隣接する事業の情報が取得できているような場合には、それを踏まえた評価を実施している案件もございました。

次に8ページ目の『法令・基準、計画等との整合』ということでございますけれども、これにつきましては、環境許認可の取得状況等を確認することによりまして、現地国法や制度に合致した開発であることを確認しております。対象となったA案件の中には、自然保護区等の地域におけるプロジェクトの実施が確認された案件もございました。こちらに例を二

つ記載しておりますけれども、もともと工業地域の開発が行われており、その後、広い範囲でラムサールサイトが指定されたため含まれることになった地域の案件というもの。それから地熱発電案件におきまして、現地国保護対象エリアに位置する案件というのがございまして、これら二ついずれも制度上適正な手続きで開発が可能となっていることを確認しております。

次に同じく 8 ページ下段の『社会的合意及び社会影響』ということでございますけれども、基本的にほとんどの案件につきまして、住民への説明会等により協議の機会が設けられていることを確認しております。他方、住民への説明が制度上課されていない案件が 5 件ございましたけれども、うち 4 件は中東案件で、他の 1 件は所管する地域に属さない海上での事業のため義務の対象外となっていることを確認いたしました。ただ、そのような場合でありましても、事業者による自主的な情報提供や住民からの意見や苦情の受け付けなどを実施することで、住民からの要望に対応する方針であることを確認しております。

9 ページ目のほうに移っておりますけれども、社会的弱者への配慮につきましては、影響が見込まれる場合に必要な配慮の実施を確認しておりました。

次に同じく 9 ページ、『生態系及び生物相』でございますが、重要な自然生息地とされる地域を含みまして、一部改変を伴う案件がございましたけれども、いずれも代償措置が計画されていることを確認しております。また、森林の違法伐採や商業伐採を伴うプロジェクトというものも該当はございませんでした。

次が 9 ページ、10 ページ目にかけてとなりますけれども、『非自発的住民移転』でございます。非自発的住民移転も住民からの用地取得を含め経済的移転も発生しないという案件、32 件中 18 件ございました。それ以外の 14 件につきましては、住居の移転であったり、用地取得、アクセスの制約等、影響が生じる案件でございました。これら影響が生じない案件の中におきましても、地域開発計画等によりまして、地域住民の支援を実施している案件がございました。

また、自由意思に基づく農地のリース契約を締結する案件ではございましたが、地域開発計画に従ってコミュニティーの生活支援を実施する案件もございました。先ほどの住民への影響が生じる 14 件につきましては、補償等を含めた住民への説明・計画がなされていることを確認しておりました。また、苦情処理に関する手続きにつきましては、全ての案件で整備されていることを確認しております。

10 ページ目、中ほどになりますけれども、『先住民族』でございます。すいません、こちらのポイントのところ、四角で囲んでいるところで、三つ目のポツのところ、誤記がございまして、『公開と被影響先住民俗との協議』とありますが、こちらのほう、ゾクという字が風俗・習慣の俗となっておりますが、集団を示す族になります。訂正させていただきます。先住民族でございますけれども、事業により影響を受ける可能性のある案件は 3 件ございました。いずれも先住民族、少数民族との協議が行われまして、意見を踏まえて事業を実施していることを確認しております。

合意の取得ということに関してでございますが、取得済み案件が1件、手続き中であるものが1件ございました。他の1件につきましては、先住民族自体が移動民族であったため、当初プロジェクトサイトで確認できず、事前の合意ということができなかったという案件ではございましたが、その事実が判明以降、先住民族と協議を重ね、生活支援が実施されていることを確認しております。先住民族計画につきましては2件について作成され、1件、これは例外対応案件ということになりますけれども、作成される予定となっていることを確認しております。

10 ページ目の最後の部分、『モニタリングとフォローアップ』になりますけれども、11 ページのほうに移りますが、調査対象 A 案件の全てにつきまして、プロジェクトにモニタリング計画が含まれていたことを確認しております。例外対応案件につきましては、詳細な計画が追って作成されることを確認しております。モニタリング結果の現地国での公開につきましては、6 ポツの『情報公開』でご説明いたします。また、必ずしもモニタリングだけに限定されるということではございませんでしたが、外部からの指摘などの苦情等に対応していくための手続きは、全ての案件について整備されることを確認しております。

次に 11 ページ、『4. 意思決定への反映』ということでございますけれども、1 行目、すいません、こちらも誤記がございまして、『スクリーニングフォーム及び』というふうに書いてあるんですけれども、『スクリーニング』の間違いでございます。フォームのほうを削除ということで訂正させていただければと思います。

環境ガイドラインでは、スクリーニングおよび環境レビューの結果を考慮して、内諾可否等の意思決定を行うこととしておりまして、さらに、必要と考える場合には環境社会配慮上の条件、環境特約と呼んでおりますけれども、これを付すことがあるというふうに記載してございます。今回、調査をいたしました全てのカテゴリ A、B 案件に分類されたものにつきましては、案件のレビュー結果が意思決定上、全てに考慮されておりました。

また、全ての A、B 案件に関しまして、環境に関する条件を特約として付していることも確認しておりまして、被保険者を經由してということになりますけれども、プロジェクト実施者に対して環境社会配慮の実施を促し、モニタリング結果の入手についても条件付けを行っていたということでございます。

2015 年の改訂で、先ほど JBIC さんからご説明がございましたけれども、例外的に対応する案件ということがございました。案件の性質上、例外的に意思決定が必要な時点で環境レビューに必要な文書がそろっていない場合には、意思決定後に環境レビューを行う対応を規定しておりますが、この例外規定を適用した案件が1件ございました。事前の可能な範囲でのレビューと情報公開が実施されておりまして、ガイドラインに沿った条件付けにより契約がなされていることを確認しております。

15 時 30 分になっておりますが、このまま、すみませんが続けさせていただきます。『5. 内諾後の環境社会配慮』ということでございますけれども、モニタリングとフォローアップということになります。カテゴリ A および B の全件につきまして、前述のとおりモニタリ

ング条件を付していることを確認しておりまして、また、必要に応じ説明を求めるなど、状況の確認を実施しております。なお、スクリーニングフォームの記載内容が事実と反していることが判明したり、環境特約に違反したことにより、内諾を取り消したものの、保険契約を解除したものはございませんでした。

『6. 情報公開』になります。NEXI は、環境社会配慮確認の透明性およびアカウンタビリティを確保するため、情報公開を行うこととしておりまして、カテゴリ分類の結果、ESIA レポートや環境レビュー結果につきまして NEXI のウェブサイトに掲載しております。調査対象 A 案件に関する ESIA レポート等につきましては、全件について NEXI のウェブサイトに掲載しておりました。また、調査対象のカテゴリ B 案件 13 件のうち 7 件につきましても、同様に ESIA レポート等を NEXI のウェブサイトに掲載しておりました。掲載された文書は、いずれも現地国環境アセスメント制度に基づいたもので、現地国の公用語または広く使用されている言語で作成されたものでございました。

カテゴリ A および B 案件合わせて 39 件の ESIA レポート等をウェブサイトで公開しているわけですが、文書ファイルを直接掲載しているものが大半でしたが、中にはリンクを貼っているものもございました。そのうち 1 件、リンク切れが今回の調査の中で確認されております。また、13 ページのほうになりますけれども、2 件のモニタリング結果の公開がなされておりますけれども、こちらも 1 件、ESIA レポートと同様の案件でございましたが、リンク切れが確認され修正を行っております。

13 ページ、『7. ガイドラインの遵守の確保』でございますけれども、NEXI では、異議申し立て手続きに関しまして、環境ガイドライン審査役 1 名が社外から任命されております。四半期に 1 度になりますけれども、環境グループがガイドライン審査役に対して業務状況説明を実施している状況でございます。また、審査役は、各国の異議申し立て担当機関による非公式会合にも原則として毎年参加している状況となっております。

最後に『8. まとめ』となります。基本的にはガイドラインをおおむね遵守している状況が確認されたと考えております。実施状況の確認結果を踏まえまして、以下 3 点を留意すべき事項としてまとめております。

一つ目は、スクリーニングフォームの提出に際してのウェブ申請サービス、これについては廃止されているため、修正を行うことが必要であるということ。二つ目でございますが、情報提供をいただいたステークホルダーと、さまざまなコミュニケーション手段を用いてタイムリーに対応し、十分なコミュニケーションを図ることが重要であること。三つ目が、情報公開に関して、リンクを貼り付け掲載しているものについては、リンクが切れていないかということ適切なタイミングでチェックするなどの対応を行うということとなります。すいません、ちょっと時間をオーバーしてしまいましたけれども、以上でございます。ありがとうございました。

【司会】



どうもありがとうございました。それでは質疑に移りたいと思います。終了の予定時刻、15時30分、既に過ぎておりますので、特にこの場でご発言あるいはお聞きになりたいということがあれば、お受けさせていただきたいと思います。また、冒頭申し上げましたけれども、ご意見、ご質問等ございましたら、Zoomの挙手ボタンでお願いしたいと思います。それでは12番の方、お願いします。

**【「環境・持続社会」研究センター 田辺】**

「環境・持続社会」研究センター、JACESの田辺と申します。コメントは4点ございますが、1点目は、コンサルテーションなので、時間配分については次回以降きちんと司会のほうでタイムキープをお願いしたいと思います。2点目ですが、この場で全部、質問するのは難しいので、具体的には書面で質問したいと思っておりますが、いつごろまでに提出すればよいか、お知らせいただきたいと思っております。

3点目、今回の中身に入りますが、こういったレビュー調査は私自身は今回3回目、見ておりますが、まず何件中何件でどうだったかという定量的な分析と、なぜ一部の案件で原則どおりじゃなかったのかという定性的な分析が、きちんと網羅的に書かれている必要があると思うんですけども、JBICの今回の調査は、前回、それから前々回のものに比べると、そういった網羅性が非常に低くなってるなという印象を持っています。今回はNEXIのほうが、昨年同様の水準で一定程度、網羅性で書かれていたと思っておりますので、その辺、あらためて質問をさせていただきたいと思っておりますが、少なくとも何件中何件でどうだったかということについては、きちんと網羅的に書いていただきたいというところでございます。

それから4点目は、JBICのほうで環境許認可開示ができなかった案件というのが2件あったということなんですが、これはなぜ生じたのかというところを、きちんともう少し定性的な分析が必要なのではないかというふうに思いました。総じてJBICの今回の調査というのは、少なくとも前回レベルで書き直していただきたいなというのが正直なところでございます。

**【司会】**

ご意見とご質問を4点ほど頂戴しました。ありがとうございました。1点目の、全体の時間管理につきましては、事務局といたしましても引き続きスムーズに実施できるように、時間の配分といったところも含めて考慮していきたいというふうに考えております。また、2点目以降につきましては、JBICより、コメントあるいは回答をお願いしたいと思っております。

**【国際協力銀行 五辺】**

JBICの五辺でございます。ご質問ありがとうございます。書面でご質問をいただけるということで、特にいつまでにという期限等はございませんので、準備ができたところでお出しただけであればというふうに考えております。他方、今回の中身について、定量的、定性的

なところで前回よりも不十分ではなかったかというご指摘がございまして、私どもとしては、そういうつもりはなかったんですが、足りない点、ここの部分でこういうふうな何件中間案件という情報が、ここについては欲しいなというようなものがもしございましたら、その点についてご質問をいただければ、私どもとして回答として出したいと思えますし、そういったところも併せて公開させていただければというふうに思います。

それから、許認可の 2 件ほど漏れが発生してしまったというところでも、こちらにつきましては、私どもとしてもこういったガイドラインをしっかりと遵守していくことをやっていたつもりだったんですけれども、手続き的にこれが漏れているということが、なかなか気づきにくいような仕組みになってしまっていたのかなというところでした。そこがダブルチェックがされるような手続きに変えていくということを考えております。特段、他意があったということではなくて、これは本当にミスが起きてしまったということでもございますので、しっかりとチェックされるような体制に変えていきたいというふうに考えております。以上です。

#### 【司会】

それでは次の方ですね。14 番の方、お願いします。

#### 【FoE Japan 波多江】

ありがとうございます。FoE Japan の波多江と申します。先ほどの JACES の田辺さんと重なるところがあり恐縮なんですけれども、私どものコメントを述べさせていただきます。今回、全体的に JBIC さんのレビュー調査の報告書、印象として単調だなと感じたところもございまして、具体的な記載に欠けているところがやはりあるなと思っております。ご参考までに申し上げますと、例えば前回の 2014 年のレビュー調査結果などでは、情報公開のタイミングで、EIA のタイミング 45 日間ルールというのがございますけれども、こうしたところも中央値で何日ぐらい公開されていたとか、非常に細かく記載がされておりました。こういった情報公開のタイミングなどについては、今回のレビュー調査で何も書かれていないので、後日、書面でこちらのほうから質問をさせていただきますけれども、こうしたところが前回よりも私たちとしては情報が欠けているなと思った次第です。

あと移転の件数ですとか、先住民族の件数ですとか、それから協議がちゃんと制度化されていないところがありますっていうところも、前回ですと、中東ですとか地域名とかが出てたと思うんですね。NEXI さんのほうは、今回のレビュー調査でもそこまでちゃんと書いていらっしゃるし、ぜひ JBIC さんも書き直しということはなかなかできないかもしれませんが、レビュー調査の補足版みたいなもので資料を出していただいてもいいのかなというふうに思った次第です。また書面で質問は出させていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

【司会】

ご意見いただきまして、ありがとうございました。質問のほうは別途、出していただけるということでございます。それでは次の方ですね。8 番の方、お願いします。

【日本機械輸出組合 香取】

日本機械輸出組合の香取です。冒頭で JBIC より、新たな提言書等の受領なしとご案内をいただきましたが、産業界としては要望書を準備しておりまして、近日中に提出したいと考えております。国際スタンダードに沿った形で企業の競争力が発揮・維持できるようなイコールフットィングの要素も考慮していただいて、最適なガイドライン改訂が実現することを希望しております。以上です。

【司会】

ご意見ありがとうございました。他に、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。時間のほうが超過してしましまして、申し訳ございません。それでは、ご意見、ご質問ないようですので、最後に今後の進め方等、JBIC から補足あるいは説明がありましたらお願いします。

【国際協力銀行 五辺】

JBIC の五辺でございます。次回会合を、ゴールデンウィークの時期は避けるということで5月の中旬以降のタイミングで予定したいというふうに考えております。次回、これまでステークホルダーの皆さまから頂いた提言書、それから今ありました産業界の方から頂く提言書、こういったものに含まれている論点をまとめる形で論点表を作りたいと思っております。また、我々 JBIC、NEXI として、他の機関のガイドラインなんかを踏まえながら、必要と考えるところも含めまして論点表を作りたいなというふうに考えております。こういった論点表の個別論点に沿って、環境社会配慮確認ガイドラインの改訂の議論、ご意見、ご提言の説明をいただきながら、各論点ごとに議論を開始させていただきたいという、それが次回の議論というふうに考えております。

この論点にかかる議論の進め方につきましては、前回 2015 年のときと同様のものにしたというふうに考えております。論点表につきましては、これから出てくるであろう要望書も踏まえて、できるだけ早く環境ガイドラインの改訂のホームページのほうにアップロードさせていただきたいというふうに考えております。また、準備状況は今のタイミングで明確には言えないんですが、5月中旬以降ということで、次回の会合の2週間程度前には皆さまにご案内をさせていただこうと思っておりますので、次回もぜひご参加をいただければというふうに考えております。どうもありがとうございました。

【司会】

ありがとうございます。それでは、以上をもちまして本日の会合については閉会とさせて

いただきたいと思います。本日はお忙しい中ご参集いただきまして、ありがとうございました。

(了)